## 「通院等のための乗車・降車の介助」を算定するための届出について

訪問介護事業者が「通院等のための乗車・降車の介助」を行い、 介護給付費を算定するためには、尼崎市への届出が必要となります。

- 1 届出(提出)書類
  - ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
  - ③ 道路運送法の許可の写し
  - ④ 移送サービスの実施地域(任意様式)
  - ⑤ 移送サービスに使用する車両の台数(任意様式)
  - ⑥ 料金表(運賃がわかるパンフレット等)
  - ⑦ 事業所の組織体制図(任意様式)
  - ⑧ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)
  - 9 指定訪問介護事業所運営規程
  - ⑩ 直近2ヶ月のサービス提供状況のわかる書類(任意様式)
    - ※ 全利用者名とサービス区分(身体介護・生活援助)別の提供時間をまとめたものを 作成してください(サービス提供票のコピーは不可)。
  - ⑪ 直近2ヶ月のサービス担当者会議の出席記録
  - ② 市町村との連携体制の確保状況についての記述(任意様式)
  - ※ 訪問介護事業の新規指定申請を行う際は、上記⑩⑪に代えて、事業計画書又は収支予 算書等に今後の方針を記述したものを提出してください。ただし、新規申請時に重複す る書類については省略できます。

また、必要に応じて追加資料の提出のお願いや、質問・照会をさせていただくことがあります。

## 2 届出先(問い合わせ先)

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 法人指導課

TEL: 06-6489-6143 FAX: 06-6482-3512

Mail: ama-kaigo-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp